平成２１年（フ）第２２３号
島根県仁多郡奥出雲町中村2043番地
破産者　遠藤　輝雄
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４２号
松江市上乃木９丁目20番46号
破産者　中島　俊雄
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
山口県周南市銀座２丁目23番地
破産者　株式会社しみや
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７７号
茨城県石岡市東石岡４丁目10番37号
破産者　坂口　　登
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第７７８号
さいたま市緑区東浦和１丁目４番地６　ＳＴコーポ203
破産者　小林　秀年
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５６号
千葉県船橋市前原西８丁目26番18号
破産者　大隈　善幸
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第５８２号
埼玉県狭山市富士見１丁目５番６号　タキグチビル402
破産者　瀧口　哲士
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７２号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目６番18―206号、前住所埼玉県ふじみ野市市沢３丁目５番８―1103号
破産者　小林　　茂
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７０９号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目12番1008号
破産者　林　　良次
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４１号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目９番地の２　シャトル中村２―301
破産者　梶山　　敏
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７４７号
埼玉県所沢市山口1975―26　パナハイツ東雲102、住民票上の住所埼玉県所沢市大字荒幡255番地の18
破産者　伊藤　　淳
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第５２１１号
大阪府枚方市田宮本町８番６号
破産者　郡山　　妙
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０１４号
大阪府吹田市山田北15番１―403号
破産者　重永　弘美
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２１３号
大阪府豊中市庄本町３丁目１番24―502号
破産者　山下　繁夫
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２５２号
大阪府寝屋川市中木田町26番２号
破産者　加村ヨシ子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３１７号
京都府向日市上植野町落堀１―１　ベレーナ京都西向日217、開始決定時の住所大阪府三島郡島本町江川２丁目15番６―204号
破産者　田村久仁子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３５０号
大阪府摂津市鶴野４丁目３番22号
破産者　今川　明子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６４０号
大阪府豊中市利倉西２丁目６番15―601号
破産者　深谷　君子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２号
宮崎県日南市梅ケ浜１丁目３番１―405号
破産者　深田　英之
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係